

医学部・歯学部・薬学部における課外活動について

令和4年2月21日更新

医学部長
歯学部長
薬学部長

全国的に新型コロナウイルス感染者数が急増していますが、広島県において1月9日から「まん延防止等重点措置」が適用され、本学のレベルも1月9日から1.5に引き上げられました。

霞キャンパスの学生については、まん延防止等重点措置の期間中においては課外活動を中止していましたが、広島県内の感染状況等を踏まえ、**2月28日以降、課外活動を再開**することと致します。

なお、再開にあたっては**感染防止対策の強化に務めた行動を徹底いただくことを要件とした上で、下記事項を遵守**してください。

記

1. 霞地区の学生に係る課外活動については、原則として本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針にしたがって再開することとする。
参考:【1月7日以降】レベル1.5(要注意・一定程度の活動制限)の課外活動の内容
https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/202217_15.html
 - 「新しい生活様式」による感染防止行動の遵守
 - 感染防止策を含む活動計画等をあらかじめ届け出て許可を得たものについて限定的に実施
2. ただし、臨床実習(病院・診療所・薬局・介護施設等の中で実施される実習)に参加する学生については、**当該臨床実習の開始前2週間から終了後2週間までは、オンライン以外の課外活動を禁止**する。
3. 課外活動を目的とした霞キャンパスにおける講義室の使用については、3密を避けた対面授業を実施する上で多くの講義室を確保しておく必要があることから、当面の間、使用時間及び使用可能な講義室を限定する等の制限を設けることとする。
なお、講義室を使用するにあたっては、講義室の広さや使用人数及び感染防止対策等を課外活動計画書及び活動指針に明記した上で変更申請を行い、許可を得ることを要件とする。
4. 臨床実習に参加する学生については、本学東広島キャンパスのサークル団体における課外活動についても、2と同様の運用とする。

以上